

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 契 約 書

(指定地域密着型通所介護)

(第1号通所事業)

\_\_\_\_\_  
様

事業者：特定非営利活動法人ころ

\_\_\_\_\_  
デイサービスころ

デイサービスころ 利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、特定非営利活動法人こころデイサービスこころ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（以下、「通所介護」といいます）について、次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

#### 第3条（地域密着型通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「地域密着型通所介護計画（以下、「通所介護計画」といいます）」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

#### 第4条（通所介護の提供場所・内容）

1. 通所介護の提供場所は東京都町田市木曽町5-1-4-2番地です。概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。
3. 利用者は、サービス内容変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。申し入れを受けた事業者は、担当介護支援専門員との連携を図りその内容を検討し、変更できる場合は変更します。

#### 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧することができます。
3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、記録の複写物にかかる費用については【重要事項説明書】に定める料金を利用者が支払います。

#### 第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月27日までに事業者の指定する方法で支払います。

（口座振替（料金自動引き落とし）では、口座振替申込書を提出いただく時期によっては、引き落とし処理が間に合わず、料金の請求が翌月に繰り越しになり、当月分と翌月分の利用料金を合算して

引き落とし処理をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。)

#### 第7条 (サービスの中止)

1. 利用者は、サービス利用を中止する場合には事業者に対してその旨を連絡します。
2. 事業者は、利用者の体調不良、他者への感染が懸念される場合等、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

#### 第8条 (料金の変更)

1. 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食事等の、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

#### 第9条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または他利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ③ 入院などの何らかの理由により1カ月以上ご利用がなく、また再開の予定が立たない場合
  - ④ 利用者が亡くなられた場合

#### 第10条 (秘密保持)

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

#### 第11条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

利用者

〈住所〉 町田市

〈氏名〉

(代筆者)

〈住所〉

〈氏名〉

(続柄: )

〈代筆理由〉

事業者

〈事業者名〉

特定非営利活動法人ころ デイサービスころ

(事業所番号 第1373204591号)

〈所在地〉

東京都町田市木曾町514-22

〈代表者名〉

大 島 泰 嗣

印